

3-1 接続の終了（ログアウト）



データベースの選択 > 検索項目の入力 > 検索結果一覧 > 書誌表示

判例データベース [判例総合検索]

全文へ 判例評釈等へ [文献中の1文献目] 印刷 [検索条件確認]

提供 T K C

《書誌》

【文献番号】 28131721
【文献種別】 判決／最高裁判所第二小法廷（上告審）
【裁判年月日】 平成19年 7月13日
【事件番号】 平成17年（受）第1970号
【事件名】 不当利得返還請求事件
【審級関係】 第一審 28131823
東京地方裁判所 平成16年（ワ）第3579号
平成16年 8月 5日 判決
控訴審 28131858
東京高等裁判所 平成16年（ネ）第4567号
平成17年 7月27日 判決

【事案の概要】 貸金業法上の登録を受けた貸金業者である被上告人から継続的に金員の貸付を受けた上告人が、被上告人に対し、本件各弁済の弁済金のうち、利息制限法1条1項所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分を元本に充当すると、過払金が発生しており、かつ、被上告人は上記過払金の受領が法律上の原因を欠くものであることを知っていたとして、不当利得返還請求権に基づき、過払金の返還等を求めた事案の上告審において、「各回の支払金額」欄には「別紙償還表記載のとおりとします。」との記載があり、償還表は本件各契約書面と併せて一体の書面をなすものとされ、各回の返済金額はそれによって明らかにすることとされている本件各契約書面が貸金業法17条所定の事項を記載した書面とはいえず、また、貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定されるものというべきであるとされた事例。

【判示事項】 **【最高裁判所民事判例集】**

- 各回の返済金額について一定額の元利金の記載と共に別紙償還表記載のとおりとの記載のある借用証書の写しが借主に交付された場合において、当該償還表の交付がなければ貸金業の規制等に関する法律17条1項に規定する書面の交付があったとはいえないとされた事例
- 貸金業者が利息制限法1条1項所定の制限を超える利息を受領したことにつき貸金業の規則等に関する法律43条1項の適用が認められない場合と民法704条の「悪意の受益者」

利用上のポイント

LEX/DBインターネットの各画面右上にある[ログアウト]ボタンをクリックすると、接続が終了します。

[ログアウト]ボタンをクリックせずに終了すると、次回「LEX/DBインターネット」に接続する際、エラーメッセージが表示される場合があります。

「LEX/DBインターネット」にログインしてから、ログアウトするまでの時間で課金されます。ただし、「ニュース・レターの登録」「LEX会員談話室」を表示している間は利用時間から除外されます。なお、TKCローライブラリー（固定料金制）をご利用いただいているユーザーの方はこの限りではございません。

3-2 利用時間のお知らせ



今回のご利用時間	10時間50分22秒
今月のご利用時間	30時間24分32秒

ご利用ありがとうございました。

OK

Copyright (C) 1999-2009 TKC Corporation. All Rights Reserved.
LEX/DB-インターネットに関する知的財産その他一切の権利は株式会社TKCおよび情報提供者に帰属します。

利用上のポイント

1. LEX/DBインターネットを終了すると、当画面が表示されます。
2. 当画面には、今回のご利用時間と、今月の利用時間の合計が表示されます。